

藤枝市地域公共交通会議の体制

藤枝市地域公共交通会議

【役割】

- 住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項の協議
- 地域公共交通計画の作成に関する協議、地域交通公共計画の実施・連絡調整

【委員】

会長：副市長

中部運輸局、静岡県（公共交通担当）、静岡県島田土木事務所、藤枝警察署、一般旅客自動車運送事業者、一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体、公募市民、藤枝市自治会連合会、藤枝市瀬戸谷地区路線バス対策委員会、藤枝市岡部北部地区生活交通確保対策委員会、藤枝商工会議所、学識者、藤枝市男女共同参画「ぱりて」会議、藤枝市社会福祉協議会、市交通施策部門、道路管理部門、福祉施策部門

報告

地域公共交通会議分科会

【役割】

自家用有償旅客運送の登録に関する意見調整に係る協議並びに地域公共交通会議の所掌事務のうち会長が必要と認めるものに係る専門的な調査、検討

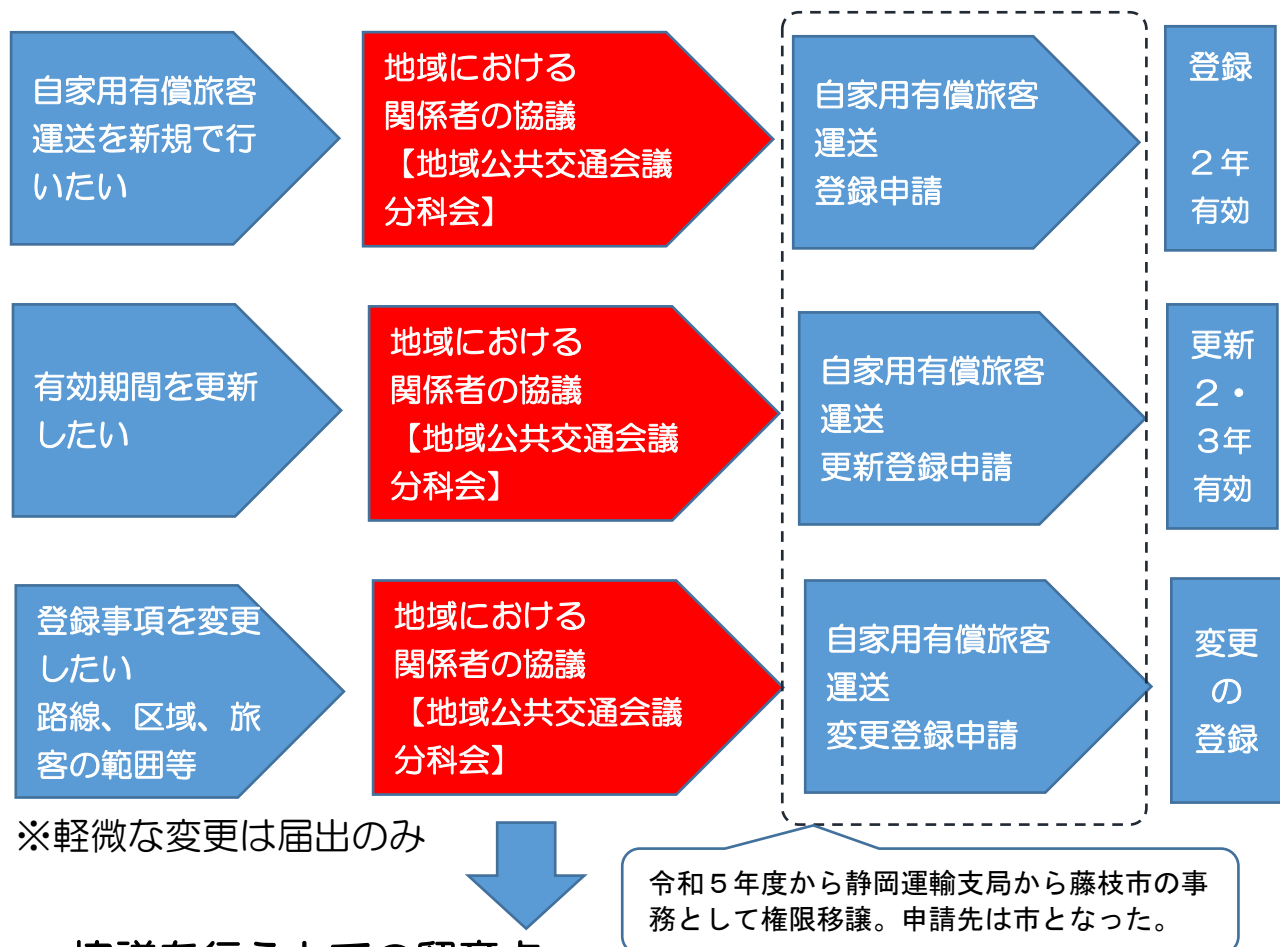
【分科会委員】

分科会長：副市長

中部運輸局、一般旅客自動車運送事業者、一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体、藤枝市自治会連合会、藤枝市男女共同参画「ぱりて」会議、藤枝市社会福祉協議会、自家用有償旅客運送を運営する法人又は団体から選出された者、市交通施策部門、福祉施策部門

自家用有償旅客運送に係る手続

自家用有償旅客運送の実施に当たっては、主に次の手続が必要となる。

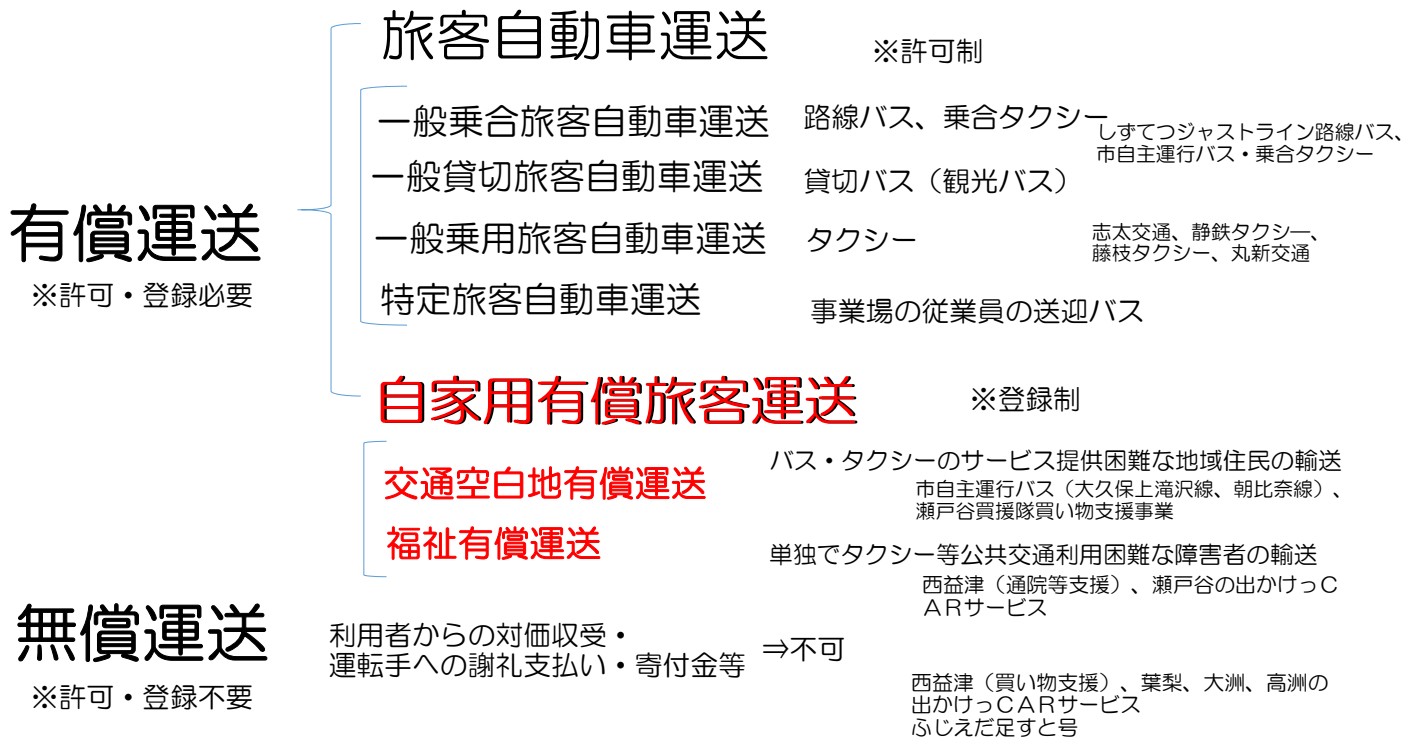


協議を行う上での留意点

協議は、関係者が一堂に会し、地域の交通課題を共有し、交通サービスの導入に当たり、それぞれの立場から課題解決を行う視点で、次の留意点を踏まえて交通ネットワークの維持・発展に向けた必要な協議を行う。

- 地域の輸送ニーズの把握（対象の利用者にとっての必要性）
市の交通に係る課題について、具体的な情報をもとに把握する。
- 協議の目的意識の共有（交通事業者によるサービスの困難性）
交通サービス導入に当たり、課題への対応の目的を共有する。
- 対価の適切性の確認
営利目的の対価の設定になっていないか確認する。
- 利用者の妥当性
利用者が課題と目的に沿っている対象者か確認する。
- 輸送サービスの安全性の確認
安全運転や事故対応の体制等の運行管理体制について確認する。

自家用有償旅客運送について



1

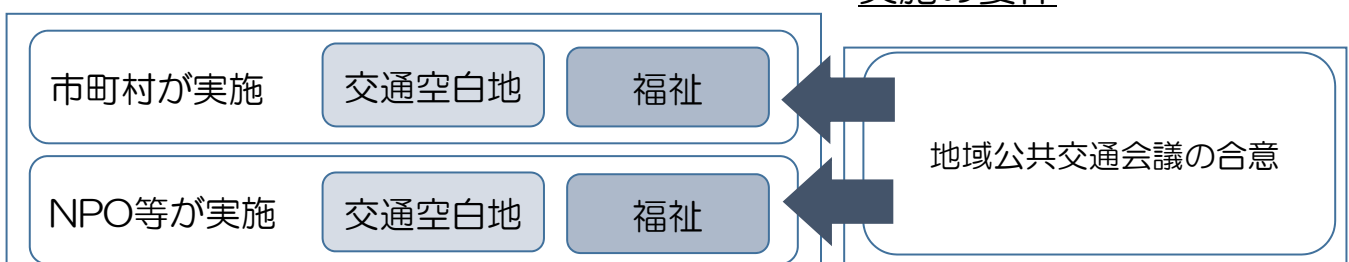
自家用有償旅客運送事業（登録制）

自家用有償旅客運送の概要

- ◆ 2006年道路運送法改正で新規に位置づけ
 - ・ 既存のバス・タクシー事業者で輸送サービスが提供されない場合に、
 - ・ 登録を受けた市町村 / NPO等が、
 - ・ 自家用自動車（白ナンバー）を用いて、
 - ・ 有償で運送することを可能とする制度
- ◆ 安全・安心を確保するための措置：「登録制度」
 - ・ 安全確保＝2種免許又は1種免許＋講習（種類により講習は異なる）、運行管理の責任者の選任等
 - ・ 利用者保護＝対価揭示、損害賠償措置

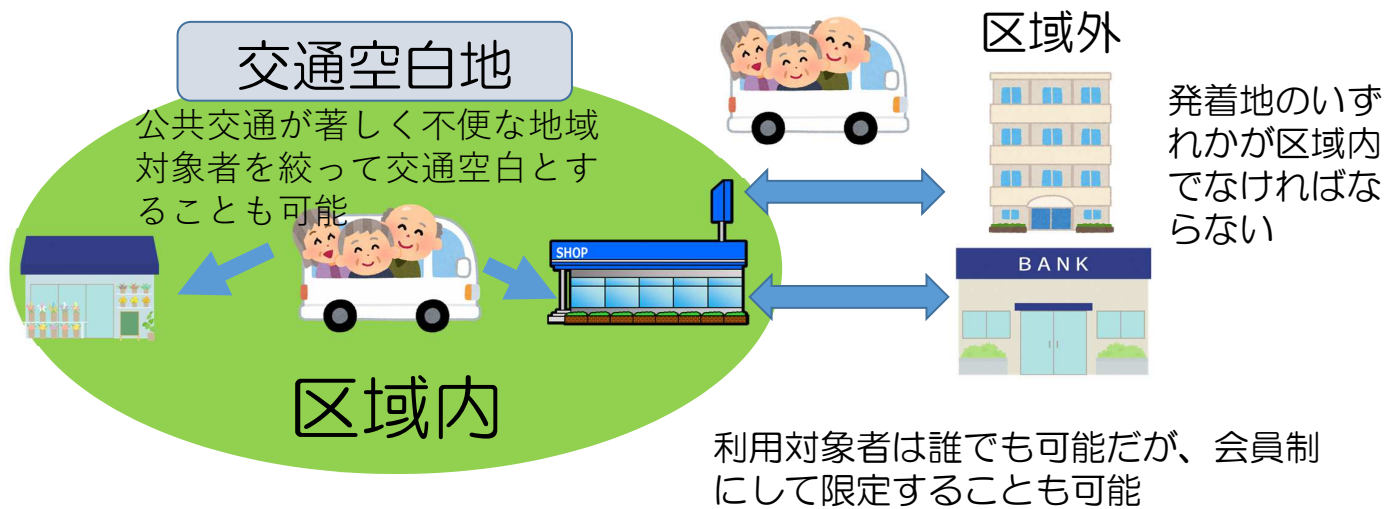
自家用有償旅客運送の種類

実施の要件



2

交通空白地有償運送



運送の対価を受けることが可能

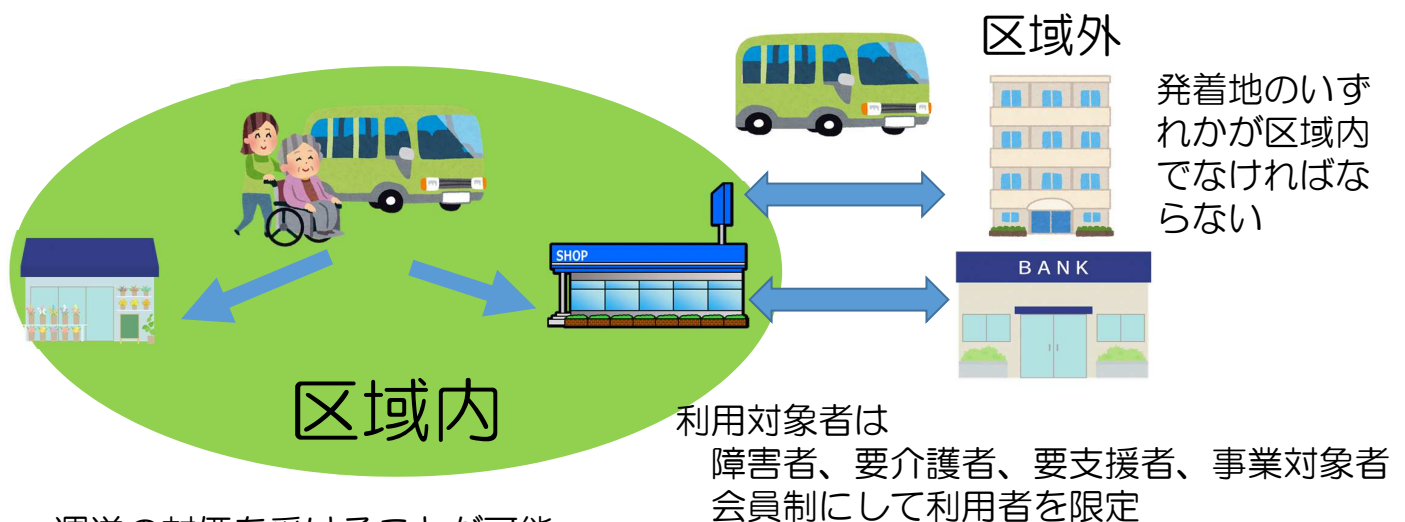
ただし、

対価は、原則としてタクシーの8割以下

複数名乗る場合：平均乗車人数×対価 ≤ タクシー料金×8/10

3

福祉有償運送



運送の対価を受けることが可能

ただし、

対価は、原則としてタクシーの8割以下

複数名乗る場合：平均乗車人数×対価 ≤ タクシー料金×8/10

4

藤枝市における高齢者の移動手段

別紙3-2

- ①

マイカー



乗れる人


 - ・自分で運転できる人
 - ・家族などに乗せてもらえる人
- ②

路線バス・タクシー・乗合タクシー



乗れる人


 - ・自分で乗り降りできる人
 - ・介助者に乗降支援をしてもらえる人
- ③

介護タクシー



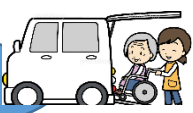
乗れる人



藤枝市には1事業所のみ

 - ・要介護者
ただし、通院等ケアプランに位置付けられた用途に限る。
- ④

福祉有償運送



乗れる人



藤枝市に2団体1事業所のみ

 - ・要介護者
 - ・要支援者・事業対象者
 - ・障害者
 - その他の公共交通に乗れない人
- ⑤

出かけっCAR



乗れる人



未実施地区あり

 - ・マイカーで移動できず、公共交通の利用が難しい人(要介護者は対象外)
ただし、用途は買い物のみ
- ⑥

地域の法人による買い物支援



乗れる人



未実施地区あり

 - ・マイカーで移動できず、公共交通の利用が難しい人(要介護者は対象外)
- ⑦

ふじえだ足すと号



乗れる人


 - ・マイカーで移動できず、公共交通の利用が難しい人
ただし、用途は通いの場への送迎など団体の活動のみ
- ⑧

医療機関による通院支援



乗れる人



藤枝市における実施医療機関は限られている

 - ・マイカーで移動できず、公共交通の利用が難しい人
ただし、サービス実施医療機関への通院のみ

藤枝市における高齢者の外出の目的別移動手段

外出の目的	自立高齢者の移動手段	要支援者・事業対象者の移動手段	要介護者の移動手段
買い物	①マイカー○ ②路線バス、タクシー、乗合タクシー○	①マイカー 家族の支援がある人○ 家族の支援がない人× ②タクシー 乗降支援が不要な人○ 乗降支援が必要な人× ③出かけっCAR 実施地区住民○ 未実施地区住民× ⑥地域の法人による買い物支援 実施地区住民○ 未実施地区住民× ④福祉有償運送○ 上記が×の人への支援が可能	①マイカー 家族の支援がある人○ 家族の支援がない人× ②タクシー 乗降支援が不要な人○ 乗降支援が必要な人× ④福祉有償運送○ 上記が×の人への支援が可能
通院	①マイカー○ ②路線バス、タクシー、乗合タクシー○	②タクシー 乗降支援が不要な人○ 乗降支援が必要な人× ⑧医療機関による送迎 送迎がある場合○ 送迎がない場合× ④福祉有償運送○ 上記が×の人への支援が可能	①マイカー 家族の支援がある人○ 家族の支援がない人× ③介護タクシー ※ケアプランに位置付けられたもののみ ⑧医療機関による送迎 送迎がある場合○ 送迎がない場合× ④福祉有償運送○ 上記が×の人への支援が可能
社会参加 (サロン、会食会、居場所などお通いの場)	①マイカー○	⑦ふじえだ足すと号○	⑦ふじえだ足すと号○
銀行、郵便局、役所などでの手続	①マイカー○ ②路線バス、タクシー、乗合タクシー○	①マイカー 家族の支援がある人○ 家族の支援がない人× ②タクシー 乗降支援が不要な人○ 乗降支援が必要な人× ④福祉有償運送○ 上記が×の人への支援が可能	①マイカー 家族の支援がある人○ 家族の支援がない人× ④福祉有償運送○ 上記が×の人への支援が可能

福祉有償運送による移動サービスにより、**要介護者・要支援者・事業対象者の移動手段が確保される。**

